RIKKEN MINSHU 号外

2020.04.07

立憲民主編集部 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-4 ふじビル 3 F Tel. 03-6811-2301 Fax. 03-6811-2302

http://cdp-japan.jp/ goiken@cdp-japan.net



立憲民主党衆議院比例第9総支部 (衆議院議員 武内のりお 事務所内)

〒780-0844 高知県高知市永国寺町2-1 コーポ朝日Ⅲ 2階東 TFL:088-802-6166 FAX:088-824-1888

コロナ対策 私たちの要請と政府の回答

~政府 - 与野党連絡協議会~



お互いさまの社会に‼

なめたらいかん!! 地域の暮らし・平和・脱原発

【私たちの要請と政府の回答】

皆様からの意見などが有れば、立憲民主党本部までお寄せください。 (https://cdp-japan.jp/news/20200312_2715)

なお、皆さんからのコメントに関してコロナ対策会議の場などで可能 な限り報告します。 4月2日午後に第3回目の新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会が行われました。この与野党協議会はコロナ対策において与野党が協力して対策を取る為に先月、設置したものです。

私は、立憲民主党の国会対策委員長として政府に提言する対策案の作成にあたり各議員や民間からの提案・要望を取りまとめて政府にその実現を求めています。

新型コロナウイルス対策・与野党連絡協議会は3月19日の第1回会合以来、第2回目を3月25日に、そして4月2日に第3回会合を開催しました。

第3回会合では政府与党の補正予算編成作業にむけた緊急提言「補正予算を含め取り組むべき対策について」を私たちの考えをまとめて提出しました。また、3月の第1回・第2回会合で私たちが政府に出した要望に対する政府の4月1日時点での対応状況が資料として出されました。

今の新型コロナ感染は政府、与野党を問わず政治家、そして国民が英知を結集して立ち向かう国難です。この事態に鑑みて私たち立憲民主党が行なっているコロナ対策、協議に関しての情報を可能な限り国民の皆様に、お知らせします。

与野党協議会に関して私たちは今後も週1回以上の開催を求めて対策を提 案してまいります。

立憲民主党 8 — 1

補正予算を含め取り組むべき対策について(緊急提言)

衆議院(立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム/参議院(立憲・国民・新緑風会・社民)

立憲民主党国会対策委員長代理・衆議院議員 武 内 のりお

【補正予算を含め取り組むべき対策について】

アベノミクスの下、実質賃金は低迷を続け、家計が傷んできた。そこに、輪をかけて、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞が、家計を直撃している。また、3月の日銀短観で景況感が7年ぶりにマイナスとなるなど、事業者にも深刻な打撃を与えている。現下の経済危機を乗り越えるためには、家計支援を中心に、事業者支援も含め、更なる緊急経済対策が必要である。対策は、「迅速」かつ「実効性」があり、「簡便」な手続きで済むものでなくてはならない。また、経済的減収に対する補てんがなければ、自粛要請は実効性のあるものとならない。「補てんなくして要請なし」の原則に基づいて対応を行うべきである。なお、国民への説明責任を果たすためにも、改正新型インフルエンザ特措法に基づく「緊急事態宣言」を行う際には、国会への報告は必須である。

【第1フェーズ:緊急対策期】

活動自粛などにより、傷んだ家計を助け、生活を守るため、また、新型コロナウイルス拡大に伴う倒産・失業を防ぐため、速やかに下記の項目を中心とする支援策を実施すべきである。

- 1. **家計支援** ○すべての国民に対して一人当たり 1 0 万円以上、総額十数兆円規模を現金で給付する。なお、給付金は課税対象とすることなどにより、実質的に高額所得者への給付金の減額を行う。額所得者への給付金の減額を行う。 ○経済の落ち込みや家庭の置かれた状況に応じて、給付金は一回限りではなく、継続・上乗せすることも検討する。 ○所得税・住民税などの租税、社会保険料、公共料金等の支払い猶予を実施する。 ○家主に対する支援を前提として、家計の状況に応じた家賃への支援を実施する。 ○奨学金、教育ローン、住宅ローンなどの返済猶予を実施する。
- 2. 事業継続支援 ○公的な窓口に資金繰り支援の問合せが殺到していることを踏まえ、政府の対策本部にコールセンターを設けるとともに、市町村だけではなく、地域金融機関でも資金繰り支援の手続きができるようにする。 ○雇用調整助成金の10/10補助、対象範囲拡大、手続き簡素化と早期支給を実施する。また、同助成金の申請さえすれば、受け取るまでの間、地域金融機関からつなぎ融資を受けられるようにする。 ○所得税・法人税・消費税などの租税、社会保険料、公共料金等の支払い猶予を実施する。 ○固定資産税や賃料など、事業継続にかかる固定費の支払い猶予・減免・補助を実施する。 ○資金繰り支援のための無利子・無担保融資の拡大・拡充、地域金融円滑化法(モラトリアム法)復活による償還免除等の大胆な措置を実施する。 ○イベント自粛・外出自粛要請により、芸能、音楽関連業、旅客・運輸・観光業を始め、様々な業種が影響を受けている。そうした状況も踏まえ、中小・小規模事業者(個人事業主・フリーランスを含む)に対し、簡素・迅速な手法によって、経済的な減収に応じた補てんを実施する。 3. 医療支援

○マスク、人工呼吸器、人工心肺、防護服、消毒用アルコールなどについて、生産可能な設備を持つ事業者に生産要請を行う。 ○一刻も早いワクチンと治療薬の開発のため、十分な支援を行う。

【第2フェーズ:活動再開期】

新型コロナウイルス感染症が終息した際、経済の再興に向け、活発な活動の再開を即時可能とする環境づくりが下記の通り必要である。 〇地域活性化の観点から、鉄道・飛行機・バス・タクシー・旅客船などの運賃・料金の補助、宿泊代の補助、高速料金の値下げ、ガソリン税等の引下げなどを検討する。 〇所得税・住民税、自動車関係諸税などの租税、社会保険料、公共料金等の負担軽減を検討する。

【財政措置・金融措置に数十兆円規模の対策】

最初に指摘した通り、現下の危機より前から、実質賃金低迷により家計は傷み、非正規雇用増大などにより格差が拡がってきた。日本経済・社会を立て直し、景気回復・所得の底上げにつなげるため、下記の施策を実施すべきである。 ○家計支援を制度的に確立し、所得再分配機能を回復して中低所得者の底上げをするために、給付付き税額控除の導入を含め、所得税、法人税、消費税など、広く税制を見直す。 ○これを機に、国会・行政機関での会議、行政手続きを含め、社会全体のデジタル化を推進する。 ○時差出勤や、テレワークなど、働き方改革を進める。

立憲民主党 8 — 2

新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会 要望・回答一覧

2020年4月1日現在

	2020						
No	要望日	項目	要望事項	要望者	担当省庁	回答	回答日
1	2020/3/18 2020/3/25	1. 感染拡大防止の ための緊急対策 1. 感染症の危機か ら命を守る 【検査・医療体制に ついて】	○医療機関、高齢者施設等の従事者の感染防止に必要となる、医療機器、衛生品(マスク、手袋、ゴーグル、消毒液、防護服)、医薬品等の確保に万全を期すこと。また、その他必要とする人々に対するマスク等の配布・流通について配慮すること。 ○国が一括購入した3500万枚のマスクの配布状況を明らかにするとともに、3月末までに配布を完了すること。 ○国内のマスク・消毒液の生産・供給状況を明らかにし、品薄状態を解消すること。	立国社	厚労省	○マスク 再利用可能な布マスク2000万枚は全国の介護施設に先週から配布開始し4月上旬に完了予定。医療用1500万枚は 3/22から配送準備し4/1到着予定で作業。 ○マスクは8割を中国から輸入していたため逼迫しており、生産体制増強を支援し24時間体制で増産。新たな輸入先も確保し、3月末で月間6億枚確保体制。さらに7億枚体制を目指す。ただ一般の方への供給は、いまだ需要が多いため、いつ手にいれやすくなるかは明言できない。 ○消毒液 増産を依頼中 ○防護服 輸入が停滞しており、国内メーカーに増産要請。都道府県に備蓄放出を要請	2020/4/1 ヒアリング
2	2020/03/18	1. 感染拡大防止の ための緊急対策	○PCR検査体制を強化し、国内感染の実態を早期かつ十分に把握するとともに、入院を要する肺炎患者の確定診断や退院要件である陰性確認を迅速に行うこと。また医療崩壊を招かぬように、感染者等の症状に応じた診療・医療体制、及び自宅療養のあり方について早急に検討すること。	立国社	厚労省	○PCR検査 9000件を超える検査能力を確保。地方では医師会・病院団体・医療機関・地方衛生研究所等で構成する会議体を設け、PCR検査の実施体制の把握・調整を図っている。県と連携して体制整備につとめていきたい。 ○医療供給体制 感染者が大幅に増えた場合の医療供給体制について都道府県での検討を要請中。3/1事務連絡で感染者が増えた場合、一般施設の確保を要請し、ハイリスク以外の無症状の軽傷者は自宅療養を原則とすることを示した。3/19専門家会議でもこうした趣旨で提言。軽症者用の宿泊施設での療養についてガイドラインを作成中。感染者病棟に入院中の軽症者の一般病棟や自宅療養への移行について、都道府県と連携して対応を進める。	2020/4/1 ヒアリング
3	2020/3/18 2020/3/25	2. 国民の暮らしといのち、経済を守るための緊急対策 2. 経済の危機から事業をかつ万全の事 選連をかつ万全の事業者支援】	○可能な限り、税、社会保険料、公共料金等の負担軽減措置を講ずること。○可能な限り、税、社会保険料、公共料金等の負担軽減措置を講ずること。 実施を予定している軽減策の開始時期を明示すること。	立国社	内閣官房 国税庁 厚労省 総務省	○3/18とりまとめの緊急対策の中で税・公共料金等の猶予を記載している (内閣官房) ○国税の猶予(期限1年)を迅速かつ柔軟に対応するよう地方局・税務署に指示済み。確定申告会場や税務関係団体・各種同業団体での広報・周知に努めている(国税庁) ○厚生年金保険は国税と同じく1年間の納税猶予を認める。状況聞き取りで対応し担保も求めないことを年金機構に通知・指導している(厚労省) ○医療保険・介護保険は保険者の判断で猶予が可能。国保・介護保険は保険者の判断で減免も可能。減免分については一定の要件で財政支援する(厚労省) ○地方税の猶予について3/18に自治体に対応を要請(総務省) ○水道代は水道事業者の判断で猶予・減免を柔軟に対応するよう文書で要請済(厚労省) ○軽減策のうち減免については無回答	2020/4/1 ヒアリング
4	2020/3/18 2020/3/25	2. 国民の暮らしと いのち、経済を守る ための緊急対策	○希望者に対し、地方税や消費税の予定納税を含む 各種税目 で一年間の納税猶予を確実に実施するとともに、次年度の所得の状況 に応じた減免を可能とすること。	立国社	総務省	○まずは猶予。そのうえで首長が条例で減免できるので自治体の判断。 ○(国税については上記で回答済み。減免は無回答)	2020/4/1 ヒアリング
5	2020/3/18 2020/3/25	2. 国民の暮らしといのち、経済を守るための緊急対策 2. 経済の危機から事業を守る【迅速かつ万全の事業者支援】	○政府の自粛要請に伴うイベント等の中止、学校の一斉休校、入国制限等により、直接・間接を問わず影響を被った事業者、個人(パート、フリーランスを含む)に対する経済的損失の一定割合や、前年同月比での収益・所得の減少幅の一定割合を補填するなど、事業継続、生活水準確保のための措置を実施すること。	立国社	厚労省	○学校休業で休まざる得なくなった保護者や事業請負していた個人への 支援金の期限を2/21-3/31までだったものを4/1-6/30まで延長した(厚労 省) ○緊急小口貸付の受付を3/25(水)から社協で開始した。関係書類の事後 手続きも認め、最短2日で支給できる。細かなQ&Aを作成し趣旨徹底す る。 ○減収の補填を検討している省庁はなし	2020/4/1 ヒアリング

立憲民主党 8 一 3

新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会 要望・回答一覧

2020年4月1日現在

М.							
No	要望日	項目	要望事項	要望者	担当省庁	回答	回答日
6	2020/3/18 2020/3/25	2. 国民の暮らしと いのち、経済を守る ための緊急対策	○事業者の資金繰り対策のため、政府系金融機関による無利子貸付や無担保枠及び融資上限額の拡大、審査期間の短縮、据え置き期間や返済期限の延長など更なる負担軽減措置、償還免除等の大胆な措置を実施すること。	立国社	中企庁	○日本公庫中心にコロナ特別貸付(実質無利子)と窓口拡大強化を進めている(中企庁) ○3/28総理会見に基づき、1)今後は民間でも貸付できるようにする、2)新たな給付金創設について検討していく(中企庁) ○民間融資の償還免除については民間の話だが、既存の再生支援協議会での計画作成の中での債権カットを支援する	2020/4/1 ヒアリング
7	2020/3/18 2020/3/25	2. 国民の暮らしと いのち、経済を守る ための緊急対策 3. 生活の危機から 国民を守る	○既存のスキームを活用すること等を含め、子育て世帯をはじめ広く 大胆に国民へ給付を行うこと。	立国社	内閣官房	○3/28対策本部での総理指示で「新型コロナウイルスの影響をうけ休業等による収入が減少し生活に困っている世帯に対し、生計維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設」との話があり、関係省庁において総理指示を踏まえ諸々検討が始まると認識している。検討目途は3/28から10日程度との指示(内閣官房)	2020/4/1 ヒアリング
8	2020/3/18 2020/3/25	2. 国民の暮らしと いのち、経済を守る ための緊急対策 3. 生活の危機から 国民を守る	○給付型奨学金の支給要件緩和、対象者の大幅増の措置を行うこと。 また、奨学金の返済猶予や、所得の実態に応じた授業料減免の措置を 行うこと。	立国社	文科省	○給付型奨学金は4/1から新制度で授業料減免と給付型奨学金をセットで運用。家計急変した家庭にも対応可能との事務連絡を3/26に出している。1年前の収入でなく、急変した所得を示せるもので判断する。 ○奨学金の返還猶予や減額は従来から学生支援機構で行っており、その周知に努める。 ○授業料については、納付期限の猶予を弾力的に扱うよう3/24に各大学に通知した。	2020/4/1 ヒアリング
9	2020/3/18	2. 国民の暮らしと いのち、経済を守る ための緊急対策 3. 生活の危機から 国民を守る	○年金生活者支援給付金の上乗せなど、一定所得水準以下の高齢者等 の生活保障のための支援を行うこと。	立国社	厚労省	○給付金の上乗せは難しい(厚労省)	2020/4/1 ヒアリング
10	2020/3/18 2020/3/25	2. 国民の暮らしと いのち、経済を守る ための緊急対策	○雇用調整助成金の補助額を全国一律に10/10とし、支給日数限度を延長するとともに、対象に非正規労働者を加えること。また欠勤扱いや時短分などの給与補填を可能とすること。 ○過去の特例を参考に、残業代支払いがある場合の支給制限を緩和すること。	立国社	厚労省	○雇調金の補助率を4-6月について全国一律に中小9/10·大企業 3/4に引き上げ、日数も現状の100日枠と別にコロナ関係を対象にする。被保険者以外も対象にする。 ○時間単位の休業も対象できるよう条件緩和する。○残業相殺は当面停止する。 ○現場への周知、サポート体制に取り組む。	2020/4/1 ヒアリング
11	2020/3/18 2020/3/25	2. 国民の暮らしと いのち、経済を守る ための緊急対策	○十分な感染防止対策を講じつつ、感染状況に応じて学校再開や様々な分野における自粛緩和に向けた指針を示すこと。 ○十分な感染防止対策を講じつつ、感染状況に応じて経済、文化など様々な分野ごとに自粛緩和に向けた指針を示すこと。	立国社	文科省	○3/19専門家会議の見解をうけ、3/29に学校再開に関するガイドラインと新学期以降に臨時休業する場合のガイドラインを作成し通知した。 ○昨今の感染拡大をうけ、再開する前に改めて専門家会議の見解を踏まえてさらに追加指針が必要か検討する。臨時休業が発生する場合のもう少し細かな目安などを考えている。	2020/4/1 ヒアリング
12	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る【総括的 事項】	○特措法に基づく政府対策本部の設置時期を明らかにすること。	立国社	内閣官房	3/26 (木) に設置済み	2020/4/1 ヒアリング
13	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る【総括的 事項】	○国民に対して正確・迅速で平易な情報提供を行うため、専任の広報 官をおき、適切なリスクコミュニケーションに努めること。	立国社	厚労省	○厚労省特設HPで正確な情報発信に努めている。記者ブリーフは担当室 長が18-19時に平日行っている。大臣会見は閣議後記者会見を実施(厚労 省) ○定期的な政府全体を代表する会見・情報発信はない。官邸広報に各省 コンテンツがつながっている。内閣官房は連携して大臣・専門家のテレビ 出演調整や新聞・広告などでの情報発信を 行っている。特措法の行動計 画にもとづく広報官については回答なし。	2020/4/1 ヒアリング

立憲民主党 8 一 4

新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会 要望・回答一覧

2020年4月1日現在

No	要望日	項目	要望事項	要望者	担当省庁	回答	回答日
14	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る【総括的事項】	○緊急事態宣言を発する際にはその根拠を明示すること。また国会事前報告の時期の目安について予め提示すること。	立国社	内閣官房	○緊急事態宣言の根拠明示については、国会の付帯決議に書かれており、尊重して対応することになる。○報告時期の目安を予め提示するのは難しい	2020/4/1 ヒアリング
15	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る【総括的 事項】	○住民等への各種要請について、国及び自治体はその根拠を公表するとともに、関係文書の適正な管理と公開を徹底すること。	立国社	内閣官房 厚労省	○3/10付で行政文書ガイドラインの「歴史的緊急事態」に該当するとされ、これに基づき適切に文書作成・保存する(内閣官房)○クラスター対策班が都道府県に示した資料は、専門家が各自治体のデータをみて必要な場合に提言・アドバイスする中で情報提供したもので、県が対策の根拠の資料として県から公表する流れになっており、お示しできるようしっかり対応したい(厚労省)	2020/4/1 ヒアリング
16	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る【検査・ 医療体制について】	○診断の結果、医師が必要と認めた者については、相談センター等で重ねて判断することなく、必ずPCR検査を受けられるようにするとともに、その手法についてドライブスルー検査の導入等も検討すること。	立国社	厚労省	○従来は帰国者接触者相談センターから帰国者接触者外来への流れであったものを、かかりつけ医から帰国者接触者外来にいけるフローの自治体も出てきた。3/13に柔軟判断の要請、3/22に重症化しやすい人への柔軟対応を要請している。 ○厚労省としては、帰国者接触者外来で必要な人がPCR検査請けれるようにつなぐことを重視しているので、相談センターから外来へいくことを基本的流れと考えている。 ○PCR検査の手法としてドライブスルーあるが、地域の実情に応じてどういう方法があるか自治体と検討している。自治体にやれ・やるなでなくおまかせしている。	2020/4/1 ヒアリング
17	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る【検査・ 医療体制について】	○医療・介護現場などクラスター感染の危険性が高い職場の従事者に対しては、可能な限り P C R 検査を受けられるように努めること。	立国社	厚労省	○医療・介護現場におけるPCR検査について、最近院内改選の事例が発生しており、まず医師・看護士など医療従事者がPCR検査をうけ、その後、患者が受けられるよう保健所と連携しながら働きかけている。 ○医療体制を持続できるよう、クラスターも発生しているなかで、発熱していない医療関係者も含め優先的に検査をうけられる体制については検討できていない。	2020/4/1 ヒアリング
18	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る 【検査・医療体制について】	○医療崩壊を防ぐために、陽性の軽症・無症状者を自宅もしくは特定施設で療養させること。その際に以下の取り組みを行うこと。 ・自宅療養対象者の家族が自宅以外で生活する場合の生活環境を用意すること。 ・風評被害を招かないよう最大限の配慮を行うこと。 ・単身者への見守り、生活支援の体制を構築すること。	立国社	内閣官房厚労 省	○どういう方を自宅療養にするか。高齢者は入院。若くて基礎疾患のない人を想定。 ○自宅が狭い、妊婦や重篤化しやすい人がいる場合は、自宅以外の場所での療養を検討する。ホテルや公的施設を検討しているが、ルールを作成したい。 ○ホテルの場合は風評被害対策も必要。 ○生活支援の方法を近日中に示したい。	2020/4/1 ヒアリング
19	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る【検査・ 医療体制について】	○治療薬・ワクチンなど治療法の早期開発のため、十分な予算を確保 し、全力で取り組むこと。	立国社	厚労省	○第一弾で20.3億円、第二弾で31.1億円。加えて補正でもこれ以上の開発を進めたい。	2020/4/1 ヒアリング
20	2020/03/25	1. 感染症の危機から命を守る【検査・ 医療体制について】	○簡易検査キットの実用化を急ぐこと。	立国社	厚労省	○PCR検査の時間短縮を進めており、順次使えるようになってきている。 ○血清学的検査についても出ており、海外では未承認でどれくらい使えるか、感染症学会に評価をお願いし、終了したら活用できるよう進めている。	2020/4/1 ヒアリング
21	2020/03/25	2. 経済の危機から 事業を守る【きめ細 かい支援の実施】	○国の助成や融資等の支援制度について、各地にワンストップ相談窓口を設置すること。	立国社	内閣官房	○現実に各地に窓口おくのは難しい。自治体など身近なところで必要な情報をうけとれることが重要。 ○HPなどでわかりやすく情報発信につとめていく。	2020/4/1 ヒアリング

立憲民主党 8 一 5

新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会 要望・回答一覧

2020年4月1日現在

No	要望日	項目	要望事項	要望者	担当省庁	回答	回答日
23	2020/03/25	3. 生活の危機から 国民を守る	○全国の自治体等と連携し、自殺対策(生きることの包括的支援)を 万全に講じること。	立国社	厚労省	○これまで民間団体に補助をだしSNS相談を行い、自治体の支援先につないできた。 ○3/18に民間団体への補助300万増額し、土日対応できるように相談体制を拡充した。 ○生活困窮者自立支援窓口との連携を強める。諸制度を自治体の自殺対策窓口につたえて活動支援したい。	2020/4/1 ヒアリング

新型コロナウイルス感染拡大による影響について、声をお聞かせください! (https://cdp-japan.jp/news/20200312_2715)

立憲民主党 8 — 6